

## 長崎市監査公表第 10 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 18 日

長崎市監査委員 小 田 徹  
同 三 谷 利 博  
同 永 尾 春 文  
同 山 崎 猛

### 1 監査の種類

財務監査(定期監査)及び行政監査（令和 6 年 11 月 27 日付 長崎市監査公表第 22 号）

### 2 監査の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 28 日まで

### 3 措置を講じた部局

区分	部局名	所属名
指摘	市民生活部	住民情報課
	市民生活部	スポーツ振興課
意見	総務部	行政体制整備室 総務課

### 4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。



所属名	指摘	措置
<p>市民生活部 住民情報課</p>	<p>2 支出事務について (1) マイナンバーカード申請サポート等会場賃貸借契約の締結権者 地方自治法第 149 条第 2 号で、普通地方公共団体の長の事務の権限として、「予算を調製し、及びこれを執行すること。」とされており、契約行為はこの予算の執行に付随するものとして長の権限とされている。 マイナンバーカード申請サポートを実施するにあたり、民間の施設の一部を借り上げる契約を行っていたが、市長名ではなく、事業を実施する課の課長名で契約書を交わしていた。当初、施行伺では契約書について「長崎市契約規則第 29 条第 1 号の規定により省略」としていたが、その後契約相手方より利用契約書の提出が必要と言われ、施行伺を変更することなく、また契約締結権限のない課長名で利用契約書を作成したものである。 長崎市事務決裁規程において課長等の専決事項とされていても、契約締結権者ではないことに留意し、法令等にのっとり適正な事務を行われたい。</p>	<p>指摘事項について課内で監査報告書を回覧し、周知を行った。 また、今後の契約事務の実施にあたっては、新たに作成したチェックリストを用い、地方自治法や契約規則等を複数人で確認する体制を作り、指摘事項の是正を図った。</p>
<p>市民生活部 スポーツ振興課</p>	<p>2 支出事務について (2) 消耗品(布テープほか)購入に係る不適正な契約手続き 本件は消耗品を購入するにあたり、長崎市契約規則第 23 条ただし書きの規定により 1 人の者の見積書をもって随意契約を行ったものである。しかし、令和 5 年 10 月 5 日を提出期限として事業者へ見積書の提出を依頼していたが、令和 5 年 10 月 6 日に提出された見積書をもって契約を交わしていた。 随意契約においては見積書の提出が契約の申込みであり、これを承諾することによって契約が成立するため、本来、文書により定められた提出期限を過ぎた見積書については無効であると判断し、契約を承諾すべきではない。 見積書提出期限までに提出がない場合は辞退として取り扱うことが適切であり、事業者に契約申し込みの意思があるのであれば、再度提出期限を設定し、見積書の提出依頼を行うべきで</p>	<p>当該指摘事項に係る契約は毎年度必ず行うものではないが、監査指摘後に所属内で周知徹底を行い、令和 6 年 7 月 1 日付契約締結の「スポーツ振興課消耗品購入(テープのりほか)」や、令和 6 年 12 月 9 日付「スポーツ振興課消耗品購入(カッターナイフ替刃ほか)」などの同類の契約において、適切な手続きを行った。 また、所属内で契約施行伺い時に活用するためのチェックリストを作成し、他のすべての契約も含め適切な契約手続きを徹底するよう決裁時の上司も含め同チェックリストに基づく確認を徹底することとし再発防止に努めている。</p>

所属名	指摘	措置
	<p>ある。</p> <p>契約事務の公平性や透明性の確保のため、見積書の有効、無効に係る判断においては規則等にとった適正な事務を行われない。</p>	

所属名	意見	措置
<p>総務部 行政体制整備室</p> <p>総務部 総務課</p>	<p>1 事務処理の適正な執行に必要な能力の育成について</p> <p>今回、監査した中で、職務遂行に必要とされる基本的な知識が備わっていないため、指摘や指導を受けるに至った事例が散見された。</p> <p>その中には法律効果の解釈や会計事務を統括する管理部門に相談したにもかかわらず、誤りが生じたものも見受けられた。</p> <p>過去にも職員の資質向上についての意見を付しているが、その後改善がみられているとはいえない状況である。</p> <p>管理部門の所属においては、事務の根拠及び意義について確認し、必要な知識の普及、指導に努められたい。</p>	<p>令和7年2月18日付け行体号外「事務処理の適正な執行について（通知）」において、管理部門に対する職員の能力の育成や告示及び公告に係るスケジュール管理の徹底について、全庁に対して周知を図った。</p>